

こおりやまし

家族経営協定通信

令和4年3月発行 第15号

編集/発行 郡山市農業委員会

『経営移譲』について考えてみませんか？

農業経営に必要な農業資産の分割を防止するためには、経営権や資産について、計画的に移譲していくことが重要です。農業における経営資産は多岐にわたります。資産を贈与により以上する場合の税制を一部紹介します。

暦年課税制度

暦年による（基本）



年間110万円控除

年間に贈与を受けた財産の合計価格から、基礎控除額110万円を控除した残額に、税率をかけて税額を計算します。

贈与を受けた
財産の合計額

-

基礎控除額
110万円

=

課税価格

→
税率

贈与税額

※税率は課税価格によって変わります。

相続時精算課税制度

相続時精算課税を活用



1人2,500万円まで

※暦年に戻れない。

贈与者が亡くなったときに、その贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて計算します。

贈与を受けた
財産の合計額

-

特別控除額
(累積で2,500万円まで)

=

課税価格
(累積で2,500万円まで)

→
20%

贈与税額

「相続時精算課税制度」を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について、暦年課税へ変更して110万円の基礎控除を受けることができません。慎重に選択しましょう。

家族経営協定の見直しは必要ありませんか？

家族経営協定は締結して終わりではありません。現状と合わない部分は見直して、必要があれば家族経営協定の『再締結』を行います。

ご家族で新たに就農される方、経営を委譲して経営主が変更になる方や、家庭環境の変化で介護や育児が必要になるなど、皆さんを取り巻く環境が変化した時が『再締結』のタイミングです。

経営移譲をする時期

目的

スムーズな経営・家事の移譲と親夫婦の生活保障に配慮する。

メリット

- ★後継者の経営に対する意欲が高まり、責任が持てるようになる。
- ★話し合いにより、スムーズな経営移譲が出来る。

